

吾妻広域町村圏振興整備組合 職員募集について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、平成27年度に採用する職員を募集します。

1. 採用予定職種・人員

消防職 5名（うち救急救命士枠 若干名）

養護老人ホーム介護職 3名

2. 受験資格

(A) 消防職（次の①②③のいずれかに該当し、かつ④⑤の両方に該当すること）

①学校教育法による高等学校を平成20年3月以降卒業した者、または平成27年3月卒業見込みの者。

②大学入学資格検定合格者、または平成27年3月までに合格見込みの者。

③高等学校卒業程度認定試験合格者、または平成27年3月までに合格見込みの者。

④採用後、吾妻郡内に居住できること。

⑤平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。

(B) 介護職（次の①②③のいずれかに該当し、かつ④⑤の両方に該当すること。）

①学校教育法による高等学校を平成15年3月以降卒業した者、または平成27年3月卒業見込みの者。

②大学入学資格検定合格者、または平成27年3月までに合格見込みの者。

③高等学校卒業程度認定試験合格者、または平成27年3月までに合格見込みの者。

④介護福祉士または来春までに取得予定の者。

⑤昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。

3. 試験日・内容・会場

●第1次試験（群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験）

期日：平成26年9月21日（日）

内容：教養試験（職員として必要な一般的教養・知識・知能について択一式試験）

会場：パイテック文化ホール（中之条町大字西中之条135）

●第2次試験（第1次試験合格者を対象とする）

内容：作文・体力試験（消防職）、作文・面接（介護職）

期日・会場：未定

●第3次試験（消防職のみ実施。第2次試験合格者を対象とする）

内容：面接

期日・会場：未定

4. 受験申込期間

26年7月1日～8月1日

※受験申込書は、下記吾妻広域ホームページからダウンロードできます。また、7月1日以降消防各署及び養護老人ホーム並びに吾妻広域事務局にも用意します。

5. 申込方法

簡易書留または特定記録郵便（8月1日必着）、あるいは直接持参で吾妻広域事務局へ提出してください。

6. 申込・問い合わせ先

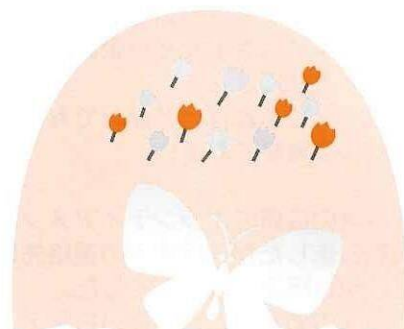
吾妻広域町村圏振興整備組合 事務局

〒377-0425 群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地（パイテック文化ホール2階）

☎0279-75-4700

詳しく吾妻広域ホームページに掲載します。

<http://www.aga-kouiki.jp/>（または、「あがつま広域」で検索してください。）



国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者及び世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除（4分の1納付）、半額免除（半額納付）、4分の1免除（4分の3納付）があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納め

国民年金 保険料免除の申請は、 原則として毎年必要です

国民年金



ないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができ（失業等による理由を除く）。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受けていた方は、6月で承認期間が切れてしまいます。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要で、忘れずに市役所・町村役場の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関する問い合わせ先
・ 渋川年金事務所 国民年金課
☎0279・22・1607

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る6月23日(月)から同月29日(日)までの一週間を「子どもの人権110番」強化週間として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取扱時間を延長します。

「子どもの人権110番」専用電話番号は
全国共通 0120-007-110
※IP電話からは接続できません。

受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで、土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで。

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方方法務局人権擁護課
☎027-221-4466 (代表)
担当 石田・吉澤

「法務局イブニング登記相談会」のお知らせ

前橋地方方法務局中之条支局では、来る6月12日(木)の業務終了後、午後5時15分から同7時(6時30分受付分)まで不動産の登記又は土地の境界問題に関するご相談にお答えしますので、平日の日中お忙しい方は、この機会にぜひお越しください。

土地・建物の売買、相続、抵当権設定・抹消、土地の分筆・合筆、地積更生、地目変更、建物の新築・増築、滅失等の不動産登記及び土地の境界問題についてお気軽にご相談ください。

ご相談の事前予約も行いますので、希望される方は、前橋地方方法務局中之条支局まで連絡願います。

なお、不明な点については、左記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
前橋地方方法務局中之条支局
☎0279(75)3037

平成26年度「農と食の生き生き体験こども塾(小中学生)」実施要領

1. 内容

小中学生の夏休み課外学習の一環として、農作物の収穫作業や、収穫した野菜を利用した食品加工を体験できる講座を開催する。

2. 日時

平成26年8月1日(金) 9:00~13:00

3. 日程

		時 間
オリエンテーション	開会式、日程説明等	9:00~9:10
農の体験	夏野菜の収穫 (トマト、ナス、ピーマンなど)	9:20~10:00
食の体験	収穫した野菜を使って ピザ風トマトパン作り	10:10~13:00

4. 場所

群馬県立農林大学校 農村婦人の家
(高崎市箕郷町西明屋1005)

5. 対象及び定員

小中学生とその保護者 10組
(保護者は原則1名まで)

6. 参加費

1組 500円(材料費)

7. 申込方法

- (1) 往復はがきに、住所、子供と保護者の氏名、子供のふりがな、学校名、学年、電話番号を記入して、農林大学校研修部あて郵送で申し込む。
- (2) 参加者が定員を超えた場合は、抽選とする。

8. 申込期間

平成26年6月16日(月)~7月18日(金) 必着

9. 申込・問い合わせ先

群馬県立農林大学校 研修部就農支援係
〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005
☎(直通): 027-371-3841
FAX: 027-371-6968

群馬職業訓練 支援センター 訓練生募集について

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構群馬職業訓練支援センターでは、平成26年度7月末入所の訓練生を募集します。

○対象者

求職中で、就職を希望する方

○募集先

高崎市山名町

職業訓練校

○授業料

無料

○募集訓練コース

電気設備科

○募集期間

平成26年5月26日(月)~
平成26年6月27日(金)

○申込先

各公共職業安定所

○問い合わせ

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテク
センター群馬 訓練課

○毎週火曜日午後1時より

見学会を実施しています。

(申し込み不要)

TEACH ボランティアメンバー募集

TEACH (Takayama English Activity and Culture Hour)

村内の外国語活動推進サークルです。

英語を始めとする外国語を広めるイベントから、日本文化を学ぶイベントなどの企画をしています。特に資格は要りません。

高校生以上であれば、どなたでも参加できます。

お気軽にご連絡ください。

※5月号の広報にボランティアメンバー募集の記事を掲載しましたが、代表者の連絡先に誤りがありました。申し訳ありませんでした。
ご興味のある方は、正しい右記アドレスまでご連絡ください。

親子イングリッシュ

赤ちゃんから大人まで、みんなで楽しく英語に触れる時間です。お気軽にお越しください！

予約不要。

日 時: 6月10日(火)

午前10:30~11:15

場 所: なごみ

対象者: 乳児~未就学児とその保護者

内 容: 英語の歌やリズム遊び、絵本の読み聞かせなど
※なごみで昼食を希望する方は、直接なごみ(☎63-1633)へ連絡してください。

代表 石坂元美 090-4666-0103
✉ishizaka-moto-100381@docomo.ne.jp

事業主のみなさまへ 「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成26年度の申告・納付は「6月1日から7月10日」までに

労働保険の年度更新とは、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料に関する法律第15条）と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続きをさします。

労働保険の年度更新の手続きが必要な事業場に対して厚生労働省から、年度更新用の申告書類を6月1日までに送付します。

当該書類がお手元に届きましたら7月10日までに申告・納付を完了していただきますようお願いいたします。

ます。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（労働保険料・一般拠出金の10%）を課することがありますのでご留意願います。

お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室

☎027-210-5001

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へ

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

**～個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても
一定の生活費等を残すことができるルールができました。～**

経営者の個人保証について、

- ①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること
 - ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けられること
 - ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること
- などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、

中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方、まずは、中小企業基盤整備機構関東本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣いたします。また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構関東本部：☎03-5470-1620

7月4日から発売開始

◎サマージャンボ宝くじ

- ・1等Ⅱ4億円×26本
- ・1等の前後賞各Ⅱ1億円
- ・2等Ⅱ1千万円×52本
- 他多数

◎サマージャンボミニ6000万

- ・1等Ⅱ6千万円×90本
- 他多数

□発売期間

7月4日(金)
7月25日(金)

□抽選日

8月5日(火)

□昨年のサマージャンボ宝くじ及び2千万サマールの時効は平成26年8月18日です。お忘れなく。

◇この宝くじの収益金は、魅力あるコミュニケーションづくり助成事業、いきいき地域づくり助成事業などに使われます。

◎問い合わせ先

(公財)法人群馬県市町村振興協会 ☎027-2900-1350

この宝くじは通信販売で買ってください